

# 山口県報

平成18年  
7月4日  
(火曜日)

平成十八年七月四日

山口県知事 二井関成

一 県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事

(一) 工事場所 山口市小郡上郷字円座から同市小郡下郷字迫田式までの間  
(二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一、九一五メートル	九・五メートル(車道七・〇メートル)

告示  
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)  
公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)  
土地改良区役員の届出(農村整備課)  
一般競争入札の実施(道路建設課)…

四

- 二 経営規模等入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(四者で構成するものに限る。)とする。  
(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 建設業法(昭和二十四年法律第二百九号)以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
  - 出資比率が十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年七月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が一千一百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

山口県告示第三百七十一号  
土地改良区の名称  
周南市向道土地改良区  
平成十八年七月四日

山口県知事 二井関成

認可年月日  
平成十八年六月二六

山口県告示第三百七十一号

土地改良法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第一百六十七条の五第一項の規定によ

り、県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第三百六十七号)三に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し  
2 総合評定値通知書の写し  
3 特定建設業の許可通知書の写し  
4 委任状

(二) 申請書等の提出場所  
山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号  
申請書等の提出期間  
随时とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九三一一〇七〇）にすること。



(三六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年二月十七日山口県公告（九七）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聽きました。  
当該意見は、平成十八年七月四日から同年八月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び若国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月四日

山口県知事 二井 関 成

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 丸久錦見店  
所在 地 岩国市錦見八丁目二一番五六号  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年二月二十一日山口県公告（一〇五）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聽きました。

当該意見は、平成十八年七月四日から同年八月四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月四日

山口県知事 二井 関 成

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ホームセンター ジュンテンドー 新須々万店  
所 在 地 周南市大字須々万本郷三一四の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年二月二十一日山口県公告（一〇五）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聽きました。  
当該意見は、平成十八年七月四日から同年八月四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月四日

山口県知事 二井 関 成

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ホームセンター ジュンテンドー 新須々万店  
所 在 地 周南市大字須々万本郷三一四の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

山　　日　　縣　　報　　(定期)

### (三六四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました

十八年一月二十一日山口県公告（一〇六）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩

国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月四日から同年八月四日までの間、  
山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月四日

山口県知事 二井 関成

大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 丸久西岩国店  
所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

## 二 意見の概要

### (三六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年二月二十一日山口県公告（一〇七）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聽きました。

当該意見は、平成十八年七月四日から同年八月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月四日

山口県知事 二井 関成

一  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 丸久西岩国店  
所在 地 岩国市錦見五丁目一七

特に配慮を求める事項はない。

### (三六六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

## 二 退任した役員

土地改良区の名称

周南市向道土地改良区

監事の別

理事 氏名

周南市大字大道理八一五の一  
大字大向一六二一の二  
大字大道理二七〇七の二  
二〇一七  
一二七二大字大向二四一七の一  
六五五の五  
一三四七の一  
大字大道理二〇四四  
一〇七五

所

改良区

理 事

田中 唯津

阿武郡阿武町福賀土地

事

大字大向一五七六の二  
一三五六

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

田中 唯津

高村 長嶋 木原 木村

中野 仲子 井上 荒美

石村

秋本 藤本 山田 兼俊

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

武彦 文雄 克己 敏昭

大字 大道理二〇四四

大字 大向一五七六の二  
一三五六

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

照男 孫助 守正和 積博美

高村 武司 安男 誠

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

幅員

九・五メートル(車道七・〇メートル)

員

監 事

品川 上村 城 佐村 藤村 山根 木原

高村 仲子 井上 荒美

大字 福田下三三四

大字 福田上三〇一

大字 福田下一九一  
六二二の二

工法

ナトム工法

延長

一、九一五メートル

道

路

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 政令第六十七条の四第一項又は第一項に規定する者でないこと。
- 2 一に掲げる工事（以下「本工事」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成十八年七月四日から同年八月十七日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成八年四月一日から平成十八年七月四日までの間に元請負人又は共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事（トンネルの延長が千九百メートル以上とのものに限る。）を施工した実績を有していること。
- 2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法（昭和二十四年法律第二百四号）第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、平成八年四月一日から平成十八年七月四日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）の監理技術者又は建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）としてナトム工法による道路トンネル工事に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成八年四月一日から平成十八年七月四日までの間に元請負人若しくは共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事を施工した実績又は共同企業体の代表者以外の者（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）としてナトム工法による道路トンネル工事（トンネルの延長が三百メートル以上のものに限る。）を施工した実績を有していること。
- 2 主任技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

#### 四 (一) 縦覧の場所及び日時

- 1 場所 山口土木建築事務所
- 2 日時 平成十八年七月四日から同年八月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

- 1 場所 山口土木建築事務所
- 2 日時 平成十八年七月二十七日から同年八月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

で

- 3 対象者

十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

#### 五 (一) 契約条項を示す場所

- 1 山口土木建築事務所

#### 六 (一) 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 提出場所 山口土木建築事務所
- 3 受領期限 山口土木建築事務所

#### (二) 入札を執行する場所及び日時

- 1 場所 平成十八年八月十六日午後四時三十分（入札書を持参する場合は、平成十八年八月十七日午後二時）

#### (三) 入札を執行する場所及び日時

- 1 場所 山口市神田町六番一〇号 山口県山口総合庁舎一階第一会議室
- 2 日時 平成十八年八月十七日 午後二時

#### 九 (一) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 入札参加資格のない者がした入札
- 2 記名押印（署名を慣習とする外国人にあっては、自署）のない入札

(二) 及び(三)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- 十 落札者の決定方法  
 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第四十五条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 十一 やの他
- (一) 契約担当者  
 山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の郵便  
 要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類（但し、上記へ付する書類を申請した者は、このことせり）  
 1、2 及び 6 に掲げる書類）を平成十八年七月四日午後四時三十分までに山口土木建築事務所に提出する。なお、その確認結果を記載した書面を平成十八年七月四日午後四時三十分までに送付する。
- 1 同種の工事の施工実績について記載した書類
- 2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
- 3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
- 4 総合評定通知書の印
- 5 特定建設業の許可通知書の印
- 6 監理技術者（平成十六年一月一十九日以前）現に有する監理技術者資格並びに交付を受けたものを除く）が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) 山口の入れにつきせり 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十一号）第十二条第一項の規定によつて規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
- (六) 山口の入れに係る請負契約については、県議会の議決を取つたる、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (七) 契約保証金  
 契約金額の四分の十以上の契約保証金を納付する。ただし、国債の提供又は金融機関等が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和三十七年法律第四百四号）第一条第四項に規定する保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (八) 契約締結後の技術提案

六

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出する。上記より、設計図書に定める仕事の機能、性能等を低下せぬようしなく請負代金額を低減するには、施工方法等の提案をやむに止むを得ない。この場合に上記コード、当該提案を適用する旨を記載したものが、設計図書を反映するものとする。必賛かねむと認められたれば、請負代金額の削減を行はず。なお、誰も誰もにて仕様書に記載。

(九) 誰も誰もにて、山口土木建築事務所（電話〇八〇一一一一〇四〇）に電話で問い合わせる。

## +11 Summary

(1) Division in charge of the contract: Road Construction Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction: Construction work for the Prefectural Road, Yamaguchi-Ube Line (Ogoori Tunnel)

(3) Outline of construction: By New Austrian Tunneling Method, length: 1915 meter, width: 9.5 meter (driveway: 7.0 meter)

(4) Place of construction: From Aza Enza, Ogoori-kamigou, to Aza Sakotani, Ogoori-shimogou, Yamaguchi City

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Public Works Construction and Architecture Office, 6-10 Kandachou, Yamaguchi City

(6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. August 16, 2006 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. August 17, 2006)